

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）（第一条第一号関係）

改正案	現行
<p>（法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項）</p> <p>第十四条の二 法第十三条第一項本文に規定する銀行の同一人に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第十四条の六までにおいて同じ。）の額（第十四条の五第二項において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。</p> <p>一 前条第一項に規定する貸出金に係る次に掲げる額の合計額</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）<u>第二十七条第二項</u>第二号の損失（同法第二条第四項に規定する仲介貿易者が同条第三項に規定する仲介貿易契約に基づいて貨物を販売し、又は賃貸した場合に同法第二十七条第二項第二号イからホまでのいずれかに該当する事由によつて当該貨物の代金又は賃貸料を回収することができないことにより受ける損失を除く。）に係る普通貿易保険及び本邦法人若しくは本邦人又は外国法人若しくは外国人が行う同法第二条第五項に規定する外国政府等、外</p>	<p>（法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項）</p> <p>第十四条の二 法第十三条第一項本文に規定する銀行の同一人に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第十四条の六までにおいて同じ。）の額（第十四条の五第二項において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。</p> <p>一 前条第一項に規定する貸出金に係る次に掲げる額の合計額</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）<u>第三十条第二項</u>に規定する輸出代金保険の保険金請求権を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額又は同法第五十四条第二項に規定する海外事業資金貸付保険の付された貸出金の額のうち当該保険金額</p>

国法人又は外国人に対する同条第十三項第一号又は第三号に掲げるものの支払に充てられる資金に充てられる貸付金に係る債権の取得を行った者が同法第三十四条第二項各号のいずれかに該当する事由によつて当該債権の元本又は利子を回収することができないことにより受ける損失に係る貿易代金貸付保険の保険金請求権を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額又は同法第五十四条第二項に規定する海外事業資金貸付保険の付された貸出金の額のうち当該保険金額

ニ・ホ (略)

二〇六 (略)

2・3 (略)

ニ・ホ (略)

二〇六 (略)

2・3 (略)

○ 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）（第一条第二号関係）

改正案	現行
<p>（銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項）</p> <p>第十三条の二 長期信用銀行の銀行法第十三条第一項本文に規定する同一人に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第十三条の六までにおいて同じ。）の額（第十三条の五第二項において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。</p> <p>一 前条第一項に規定する貸出金に係る次に掲げる額の合計額</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第二十七条第二項第二号の損失（同法第二条第四項に規定する仲介貿易者が同条第三項に規定する仲介貿易契約に基づいて貨物を販売し、又は賃貸した場合に同法第二十七条第二項第二号イからホまでのいずれかに該当する事由によつて当該貨物の代金又は賃貸料を回収することができないことにより受ける損失を除く。）に係る普通貿易保険及び本邦法人若しくは本邦人又は外国法人若しくは外国人が行う同法第二条第五項に規定する外国政府等、外国法人又は外国人に対する同条第十三項第一号又は第三号に掲</p>	<p>（銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項）</p> <p>第十三条の二 長期信用銀行の銀行法第十三条第一項本文に規定する同一人に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第十三条の六までにおいて同じ。）の額（第十三条の五第二項において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。</p> <p>一 前条第一項に規定する貸出金に係る次に掲げる額の合計額</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第三十条第二項に規定する輸出代金保険の保険金請求権を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額又は同法第五十四条第二項に規定する海外事業資金貸付保険の付された貸出金の額のうち当該保険金額</p>

けるものの支払に充てられる資金に充てられる貸付金に係る債権の取得を行つた者が同法第三十四条第二項各号のいずれかに該当する事由によつて当該債権の元本又は利子を回収することができないことにより受ける損失に係る貿易代金貸付保険の保険金請求権を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額又は同法第五十四条第二項に規定する海外事業資金貸付保険の付された貸出金の額のうち当該保険金額

ニ・ホ (略)

二〇六 (略)

2・3 (略)

ニ・ホ (略)

二〇六 (略)

2・3 (略)

○ 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）（第一条第三号関係）

改正案	現行
<p>（銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項）</p> <p>第百十五条 銀行法第十三条第一項本文に規定する金庫の同一人に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第百十九条までにおいて同じ。）の額（第百十八条第二項において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。</p> <p>一 前条第一項に規定する貸出金に係る次に掲げる額の合計額</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）<u>第二十七条第二項第二号の損失（同法第二条第四項に規定する仲介貿易者が同条第三項に規定する仲介貿易契約に基づいて貨物を販売し、又は賃貸した場合に同法第二十七条第二項第二号イからホまでのいずれかに該当する事由によつて当該貨物の代金又は賃貸料を回収することができないことにより受ける損失を除く。）</u>に係る普通貿易保険及び本邦法人若しくは本邦人又は外国法人若しくは外国人が行う同法第二条第五項に規定する外国政府等、外国法人又は外国人に対する同条第十三項第一号又は第三号に掲</p>	<p>（銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項）</p> <p>第百十五条 銀行法第十三条第一項本文に規定する金庫の同一人に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第百十九条までにおいて同じ。）の額（第百十八条第二項において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。</p> <p>一 前条第一項に規定する貸出金に係る次に掲げる額の合計額</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）<u>第三十条第二項に規定する輸出代金保険の保険金請求権を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額又は同法第五十四条第二項に規定する海外事業資金貸付保険の付された貸出金の額のうち当該保険金額</u></p>

けるものの支払に充てられる資金に充てられる貸付金に係る債権の取得を行つた者が同法第三十四条第二項各号のいずれかに該当する事由によつて当該債権の元本又は利子を回収することができないことにより受ける損失に係る貿易代金貸付保険の保険金請求権を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額又は同法第五十四条第二項に規定する海外事業資金貸付保険の付された貸出金の額のうち当該保険金額

ニ・ホ (略)

二〇七 (略)

2・3 (略)

ニ・ホ (略)

二〇七 (略)

2・3 (略)

改正案	現行
<p>（同一人に対する信用の供与等） 第三十三条（略）</p> <p>2 令第十二条に規定する貸出金の信用の供与としての額は、同一人に対する前項に規定する貸出金（以下この項において「貸出金」という。）の額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第二十七条第二項第二号の損失（同法第二条第四項に規定する仲介貿易者が同条第三項に規定する仲介貿易契約に基づいて貨物を販売し、又は賃貸した場合に同法第二十七条第二項第二号イからホまでのいずれかに該当する事由によつて当該貨物の代金又は賃貸料を回収することができないことにより受ける損失を除く。）に係る普通貿易保険及び本邦法人若しくは本邦人又は外国人若しくは外国人が行う同法第二条第五項に規定する外国政府等、外国法人又は外国人に対する同条第十三項第一号又は第三号に掲げるものの支払に充てられる資金に充てられる貸付金に係る債権の取得を行つた者が同法第三十四条第二項各号のいずれかに該当する事由によつて当該債権の元本又は利子を回収することができないことにより受け</p>	<p>（同一人に対する信用の供与等） 第三十三条（略）</p> <p>2 令第十二条に規定する貸出金の信用の供与としての額は、同一人に対する前項に規定する貸出金（以下この項において「貸出金」という。）の額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第三十条第二項に規定する輸出代金保険の保険金請求権を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額又は同法第五十四条第二項に規定する海外事業資金貸付保険の付された貸出金の額のうち当該保険金額</p>

る損失に係る貿易代金貸付保険の保険金請求権を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額又は同法第五十四条第二項に規定する海外事業資金貸付保険の付された貸出金の額のうち当該保険金額

四・五 (略)

四・五 (略)



○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>（銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項）</p> <p>第五十二条 銀行法第十三条第一項本文に規定する信用協同組合等の同一人に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第五十六条までにおいて同じ。）の額（第十五条第二項において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。</p> <p>一 前条第一項に規定する貸出金に係る次に掲げる額の合計額</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第二十七条第二項第二号の損失（同法第二条第四項に規定する仲介貿易者が同条第三項に規定する仲介貿易契約に基づいて貨物を販売し、又は賃貸した場合に同法第二十七条第二項第二号イからホまでのいずれかに該当する事由によつて当該貨物の代金又は賃貸料を回収することができないことにより受ける損失を除く。）に係る普通貿易保険及び本邦法人若しくは本邦人又は外国法人若しくは外国人が行う同法第二条第五項に規定する外国政府等、外国法人又は外国人に対する同法第十三条第一号又は第三号に掲</p>	<p>（銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項）</p> <p>第五十二条 銀行法第十三条第一項本文に規定する信用協同組合等の同一人に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第五十六条までにおいて同じ。）の額（第十五条第二項において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。</p> <p>一 前条第一項に規定する貸出金に係る次に掲げる額の合計額</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第三十条第二項に規定する輸出代金保険の保険金請求権を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額又は同法第五十四条第二項に規定する海外事業資金貸付保険の付された貸出金の額のうち当該保険金額</p>

けるものの支払に充てられる資金に充てられる貸付金に係る債権の取得を行った者が同法第三十四条第二項各号のいずれかに該当する事由によつて当該債権の元本又は利子を回収することができないことにより受ける損失に係る貿易代金貸付保険の保険金請求権を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額又は同法第五十四条第二項に規定する海外事業資金貸付保険の付された貸出金の額のうち当該保険金額

ニ・ホ (略)

二〇七 (略)

2・3 (略)

ニ・ホ (略)

二〇七 (略)

2・3 (略)

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この府令は、貿易保険法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十月一日）から施行する。

##### (銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定による改正前の銀行法施行規則第十四条の二第一項第一号ハに掲げる金額は、第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十四条の二第一項第一号ハに掲げる金額とみなす。

##### (長期信用銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第一条（第二号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定による改正前の長期信用銀行法施行規則第十三条の二第一項第一号ハに掲げる金額は、第一条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則第十三条の二第一項第一号ハに掲げる金額とみなす。

##### (信用金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第一条（第三号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定による改正前の信用金庫法施行規則第一百五十一条第一号ハに掲げる金額は、第一条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第一百五十一条第一号ハに掲げる金額とみなす。

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第一条(第四号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定による改正前の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三十三条第二項第三号に掲げる金額は、第一条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三十三条第二項第三号に掲げる金額とみなす。

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第二条の規定による改正前の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十二条第一項第一号ハに掲げる金額は、第二条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十二条第一項第一号ハに掲げる金額とみなす。